

令和8年度第1回葛飾区教育振興基本計画推進委員会会議録

1 日 時 令和8年7月14日（火） 午後2時から午後3時37分まで

2 会 場 青戸地区センター ホール

3 委員名簿

氏名	選出区分	出欠
市 川 茂	教育長	出席
山 崎 淳	教育次長	出席
山 梨 智 弘	学校教育担当部長	欠席
福 島 啓 介	子育て支援部長	出席
矢 野 靖 子	幼稚園長会代表	欠席
佐久間 浩一	小学校長会代表	出席
千 葉 貴 志	中学校長会代表	出席
矢 島 彩 乃	幼稚園PTA連合会代表	欠席
白 城 和 美	小学校PTA連合会代表	出席
遠 藤 勝 美	中学校PTA連合会代表	出席
大 畑 廣 行	自治町会連合会代表	出席
丸 山 均	青少年育成地区委員会会長連絡協議会代表	出席
三 瓶 千 里	青少年委員会代表	出席
杉 浦 健	民生委員児童委員協議会代表	出席
腰 塚 幸 男	スポーツ協会代表	出席
鈴木 奈保美	スポーツ推進委員協議会代表	出席
竹 内 理 恵	社会教育委員の会議代表	出席
矢 坂 雅 充	博物館運営協議会代表	出席
濱 辺 清	東京都東部学校経営支援センター代表	出席
二 葉 昭 二	私立幼稚園連合会代表	出席
狩野 貢一郎	私立保育連盟代表	出席
徳 増 昌 宏	私立保育園経営者協議会代表	出席
塚 田 剛 士	私立学童保育クラブ連盟代表	出席

開会時刻 2 時 0 0 分

○委員長 皆様こんにちは。本日はご多用の中、令和 8 年度第 1 回葛飾区教育振興基本計画推進委員会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。これより会を始めたいと思います。

葛飾区教育振興基本計画推進委員会設置要綱の規定に基づきまして、委員長を務めます葛飾区教育委員会教育長の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮ですが、この後の進行は着座にて進めさせていただきたいと思います。

さて、本日の会議ですけれども、配付させていただいております次第に沿って進めさせていただきます。また、議事録を作成するため録音をさせていただきたいと思います。あらかじめご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、次第の 2 「委員紹介」にまいります。昨年度から引き続き委員をお引き受けいただいている方もいらっしゃるかもしれませんが、今年度初めての委員会でございますので、連絡事項を含めて事務局から、委員及び事務局の紹介をお願いいたします。

○教育総務課長 教育総務課長の羽田でございます。皆様には 6 月 15 日付で委員を委嘱させていただきました。委嘱状を机上に配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

お許しをいただきまして、着座にて進めさせていただければと存じます。

それでは、委員及び事務局の紹介をさせていただきます。机上に配付しております「令和 8 年度葛飾区教育振興基本計画推進委員会委員名簿」をご覧ください。

幼稚園 P T A 連合会代表、矢島委員でございますが、本日ご欠席のご連絡をいただいております。

小学校 P T A 連合会代表、白城委員でございます。

○白城委員 よろしく申し上げます。

○教育総務課長 続きまして、中学校 P T A 連合会代表、遠藤委員でございます。

○遠藤委員 遠藤と申します。よろしく申し上げます。

○教育総務課長 自治町会連合会代表、大畑委員でございます。

○大畑委員 大畑です。よろしく申し上げます。

○教育総務課長 青少年育成地区委員会会長連絡協議会代表、丸山委員でございます。

○丸山委員 丸山でございます。よろしく申し上げます。

○教育総務課長 青少年委員会代表、三瓶委員でございます。

○三瓶委員 三瓶でございます。よろしくお願いします。

○教育総務課長 民生委員児童委員協議会代表、杉浦委員でございます。

○杉浦委員 杉浦です。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 スポーツ協会代表、腰塚委員でございます。

○腰塚委員 腰塚です。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 スポーツ推進委員協議会代表、鈴木委員でございます。

○鈴木委員 鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 社会教育委員の会議代表、竹内委員でございます。

○竹内委員 竹内です。よろしくお願いします。

○教育総務課長 続きまして、博物館運営協議会代表、矢坂委員でございます。

○矢坂委員 矢坂でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 東京都東部学校経営支援センター代表、濱辺委員でございます。

○濱辺委員 濱辺でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 私立幼稚園連合会代表、二葉委員でございます。

○二葉委員 二葉です。どうぞよろしくお願いします。

○教育総務課長 私立保育連盟代表、狩野委員でございます。

○狩野委員 狩野です。よろしくお願いします。

○教育総務課長 私立保育園経営者協議会代表、徳増委員でございます。

○徳増委員 徳増です。よろしくお願いします。

○教育総務課長 私立学童保育クラブ連盟代表、塚田委員でございます。

○塚田委員 塚田でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 幼稚園長会代表、矢野委員でございます。本日ご欠席のご連絡を頂いております。

小学校長会代表、佐久間委員でございます。

○佐久間委員 佐久間でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 中学校長会代表、千葉委員でございます。

○千葉委員 千葉でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 教育次長、山崎委員でございます。

○山崎委員 山崎と申します。よろしくお願い申し上げます。

○教育総務課長 山崎委員につきましては、葛飾区教育振興基本計画推進委員会設置要綱の規定に基づきまして、副委員長を務めます。

子育て支援部長、福島委員でございます。

○福島委員 福島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長 なお、学校教育担当部長、山梨委員につきましては、本日都合により欠席とさせていただきます。

次に、事務局の紹介をいたします。委員の皆様方から見て右手側になります。学務課長の大倉でございます。

○学務課長 大倉と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 学校施設整備担当課長の加藤でございます。

○学校施設整備担当課長 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 学校施設課長の川端でございます。

○学校施設課長 川端でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 教育指導課長の杉山でございます。

○教育指導課長 杉山でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 統括指導主事の青木でございます。

○統括指導主事 青木でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 総合教育センター教育支援課長の二ノ宮でございます。

○総合教育センター教育支援課長 二ノ宮と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 総合教育センター管理担当課長の松井でございます。

○総合教育センター管理担当課長 松井でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 続いて、後列にまいります。統括指導主事の田辺でございます。

○統括指導主事 田辺でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 放課後支援課長の宮木でございます。

○放課後支援課長 宮木でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 地域教育課長の寒川でございます。

○地域教育課長 寒川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長 学校教育推進担当課長の駒形でございます。

○学校教育推進担当課長 駒形でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 生涯学習課長の土居でございます。

○生涯学習課長 土居でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 生涯スポーツ課長の張替でございます。

○生涯スポーツ課長 張替です。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 中央図書館長の香川でございます。

○中央図書館長 香川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長 最後に、私、教育総務課長の羽田でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料のご確認をお願いいたします。資料といたしましては、「かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について【令和7年度取組結果】」と、葛飾区教育振興基本計画推進委員会設置要綱、また、葛飾区教育振興基本計画推進委員会会議運営要領、こちらの資料につきましては事前に郵送にてお送りさせていただいてございます。また、机上に次第、委嘱状、令和8年度葛飾区教育振興基本計画推進委員会委員名簿、席次表を置かせていただいております。

お手元に資料はおそろいでしょうか。

また、本日の会議では使用しませんが、「かつしか教育プラン（2024～2028）葛飾区教育振興基本計画」及び概要版を置かせていただいております。既にお持ちの方もいらっしゃると思いますけれども、必要に応じてお持ち帰りいただければと存じます。

過不足等がございましたら、お申しつけいただければと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。連絡事項につきましては以上でございます。

○委員長 続きまして、次第の3にまいります。「本委員会の概要について」、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長 初めに、葛飾区教育振興基本計画推進委員会設置要綱をご覧ください。第1条、本委員会は、葛飾区教育振興基本計画に掲げる施策を総合的に推進するために設置している委員会でございます。

第2条、本委員会の所掌事項でございますが、（1）「計画に係る総合的な推進と調整に関すること」、（2）「教育に係る諸政策の協議及び連携・協力に関すること」、（3）「その他教育施策の推進に関し必要な事項」でございます。

第4条といたしまして、委員の任期は委嘱された年度の3月31日までとしているところを記載してございます。

推進委員会設置要綱の概要についての説明は、以上でございます。

次に、葛飾区教育振興基本計画推進委員会会議運営要領をご覧ください。第2条におきまして、「会議の公開」について定めております。「葛飾区教育振興基本計画推進委員会の会議（以下、「会議」という。）は、公開とする。ただし、教育長が、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれがあると認めた場合は、この限りでない」と定めております。

また、第3条でございますけれども、「傍聴人の定員」について定めております。「傍聴人の定員は、会議ごとに委員長が定める」としており、「傍聴しようとする者が定員を超えた場合は、抽選とする」と定めております。

少し飛びまして、第 10 条でございます。「会議録の取扱い」について定めております。「会議録は、会議終了後、区ホームページに公開」し、「掲載する際には、委員長以外の発言者の氏名を伏せた形で公開」をいたします。

推進委員会会議運営要領の概要についての説明は、以上でございます。

○委員長 それでは、本日のこの会議につきましては、公開といたします。

それから、傍聴人の定員でございますが 10 人といたします。

会議録につきましては、委員長以外、発言者のお名前は伏せた形で公開させていただきたいと思います。

それでは、傍聴希望者の方にお入りいただきたいと思いますのですが、傍聴希望者の方は、本日はいらっしゃいますでしょうか。

○教育総務課長 本日、傍聴人はおりません。

○委員長 それでは、本日の傍聴はなしということで、このまま進めさせていただきます。

続きまして、次第の 4 「議題」に入ります。本日の進行ですが、かつしか教育プラン（2024～2028）の令和 7 年度の取組結果について、基本方針 1 から 3 までございますので、基本方針ごとに説明、それから質疑を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、議題につきまして、お配りしております資料の「かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について【令和 7 年度取組結果】」を使用して説明をさせていただきます。

令和 7 年度の新規事業・拡大事業を中心に、ポイントを絞った形でご説明を申し上げます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、表紙の裏面でございます。こちらに本計画の位置づけについて記載をさせていただいてございまして、次ページ上段には「かつしか教育プランの推進について」ということで、計画のコンセプトの実現に向けまして、三つの基本方針の下、取組を進めている旨を記載してございます。さらに、その下段には、本計画の進行管理の仕組みについて記載をしてございます。

1 ページおめくりいただきまして、次ページ「目次」でございます。こちら三つの基本方針にそれぞれ「目指す方向性」が紐付いた形となっている計画の体系に沿った形で作成をしてございます。

その次のページになりますけれども、ここから下にページ番号を振ってございます。

まず、初めに 1 ページの「基本方針 1」でございます。ページの中ほどに「評価

指標」を記載してございますけれども、こちらの評価指標につきましては、3つの基本方針ごと、そして各基本方針に紐付けられております「目指す方向性」ごとにそれぞれ設定しているものでございます。各年度、括弧書きで目標値をお示ししておりますけれども、こちらの『学校に行くのが楽しい』について肯定的な回答をした児童・生徒の割合」が、令和7年度、実績値が小学校で78.4%、中学校で81.0%となっております。

3ページをお開きください。こちらから「目指す方向性（1）」となりますけれども、4ページにかけまして、学力、体力など5つの評価指標を設定してございます。

そして、4ページになりますけれども、その評価指標の下のところから、左側に「施策」、右側に「令和7年度取組結果」を記載しておりまして、以後、このフォーマットでの書類のつくりとなっております。

施策①「個別最適化した学力向上に向けた取組の充実」におきましては、下から4行目になります（エ）をご覧ください。映像教材を活用した自学自習用デジタル教材につきまして、小学校3校及び中学校2校から、中学校10校へと拡大をいたしまして、自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図っております。

おめくりいただきまして、5ページ、真ん中より少し下、（シ）になります。区立小・中学校の児童・生徒を対象に実施しております「かつしかチャレンジプログラム」につきまして、7年度、新たに「理数分野コース」を開設いたしまして、思考力、コミュニケーション能力等のさらなる育成を図りました。

7ページでございます。7年度の取組結果を踏まえまして、私どものほうで考察いたしました「課題及び今後の方向性」をこちらにまとめてございます。

まず、（ア）では、全国学力・学習状況調査の結果について記載をしてございますけれども、こちらの結果を踏まえまして、（オ）になりますが、中学校10校において実施いたしました自学自習用デジタル教材を活用した取組を15校に拡大いたしまして、自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図ってまいります。さらにその下、（カ）になりますけれども、従来、小学5年生から中学2年生において実施しておりました、新聞記事を教材としたワークシートの活用につきまして、中学3年生にも拡大いたしまして、読み解く力のさらなる育成を図ってまいります。

おめくりいただきまして、8ページでございます。少し下のほうをご覧くださいまして、（タ）でございます。7年度、「理数分野コース」を新設いたしました「かつしかチャレンジプログラム」につきまして、「調べる学習コース」を新設いたします。

少しページが飛びまして、11 ページをご覧ください。「目指す方向性（２）」でございます。「幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成」ということで、『一人ひとりの心や命を大切にしている』について肯定的な回答をした児童・生徒の割合」など、３つの評価指標を設けてございます。

令和７年度の実施結果でございますけれども、ページをおめくりいただきまして、12 ページの中ほど、（キ）になりますが、いじめの早期発見につなげるため、１人１台端末に相談ツールのショートカットを置きまして、児童・生徒が気軽に利用できる環境整備に取り組んだことなどを記載してございます。

なお、「課題及び今後の方向性」でございますけれども、13 ページ、（ウ）でございます。弁護士を講師とする研修を新たに実施いたしまして、管理職や教職員のいじめへの対応力の向上を図るとともに、法的責任の理解を深めてまいります。

14 ページへお移りいただきまして、「目指す方向性（３）」でございます。こちらでは、「特別支援教室において指導を受けた児童・生徒数」など、４つの評価指標を設けてございます。

令和７年度の実施結果といたしましては、15 ページ、施策①「特別支援教育の推進」の（カ）特別支援教室に通室している児童の保護者を対象といたしましたペアレントトレーニング講座につきまして、定員を 20 名から 50 名に拡大して実施いたしました。

また、施策②の（ア）でございますけれども、不登校の状態にあります児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行っている「ふれあいスクール明石」につきまして、対象学年を従来の小学３年生以上から小学１年生以上に拡大いたしました。

おめくりいただきまして、16 ページでございます。上から二つ目、（ウ）になります。登校はできるものの教室に入ることができない児童・生徒を支援するための「校内サポートルーム」につきまして、昨年度で中学校全校への設置が完了したところでございます。

「課題及び今後の方向性」でございますけれども、さらに１ページお進みいただきまして、17 ページの（オ）をご覧ください。特別支援教室に通室する児童の保護者を対象に実施しておりますペアレントトレーニングにつきまして、小学１年生から３年生の保護者としていたところを、小学６年生にまで拡大いたしまして、子どもとの関わり方に困っている家庭への多角的な支援をさらに充実させてまいります。

さらに、少し下りていただきまして、（ク）でございます。不登校生徒を対象とした「チャレンジクラス」を双葉中学校内に開設いたしまして、ゆとりある生活時

程の実現により、不登校生徒が安心して学校生活を送れるようにしてまいります。
続きまして、(ケ)でございます。「ふれあいスクール明石」につきまして、8年度、
指導教授を増員するとともに、東京都が実施しております「バーチャル・ラーニン
グ・プラットフォーム」を活用いたしまして、インターネット上の仮想空間におき
ます学習支援やコミュニケーションの機会を提供するとともに、利用対象となる児
童・生徒数の拡大、活動の一層の充実を図ってまいります。

続きまして、(サ)でございます。日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日
本語の初期指導を行います「にほんごステップアップ教室」につきまして、3カ所
目を金町教室として開設いたします。

19 ページにお移りいただきまして、「目指す方向性(4)」でございます。こちら
では「ICTの活用により校務の効率化が図られていると感じる教職員の割合」な
ど、3つの評価指標を記載してございます。

こちらでは、施策①「支援を必要とする子どもの総合的支援の充実」などの施策
の取組について、取組結果を記載してございます。また、「課題及び今後の方向性」
でございますが、21 ページにお移りいただきまして、教育相談体制の充実、校務事
務の効率化による教員の多忙化解消といったところを記載してございます。

さらにページをお進みいただきまして、23 ページ、「目指す方向性(5)」でござ
います。こちらでは「子どもたちにとって学校の施設や設備が充実していると回答
した保護者の割合」など、2つの評価指標を設けてございます。

令和7年度取組結果といたしましては、学校改築に関する取組のほか、24 ペー
ジにお進みいただきまして、中ほどになりますが、(エ)において、小学校6校に
スロープを設置したことを、小学校2校、中学校1校に車椅子使用者用トイレを設
置したことを記載してございます。また、一番下の(キ)でございますけれども、
小学5年生の臨海学校のほか、小学6年生の林間学校、中学2年生の移動教室、そ
して中学3年生の修学旅行と、一部副教材等の費用について無償化をしてございま
す。

また、25 ページにお進みいただきまして、施策②の(ア)でございますけれども、
校務事務における生成AIの活用等によりまして、校務事務の効率化、業務負担の
軽減に取り組んでまいりました。

「課題及び今後の方向性」でございますけれども、(イ)になります。1人1台
端末の更新を契機といたしまして、児童・生徒を含め、生成AI機能を持つツールの
利用を開始いたします。また、生成AIの適切な活用、情報活用能力の向上に向
けまして、手引を作成するとともに、研修についても実施をしてまいります。

27 ページから 30 ページにかけまして、基本方針の中で用いました用語解説を掲載してございます。以降、同様に基本方針ごとに後ろに用語解説をつけてございます。

基本方針 1 につきましては以上でございますけれども、なお、最終ページの 64 ページに評価指標として用いました数値の調査に関する概要を記載してございますので、あわせてご覧いただければと存じます。

基本方針 1 についての説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありました基本方針 1 について、ご質問やご意見を受けたいと思います。ページにしますと、表紙から 30 ページまでが該当します。

それでは、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

○委員 幼保小の連携について 3 点ございます。

まず 1 点目なのですが、6 ページの一番下の段、⑤の（ア）で、就学前教育アドバイザーが区内の幼児教育施設を訪問し、助言及び支援を行った旨が記載されていますが、どのような形で何人ほど訪問されたのか。それがもし可能であれば教えていただきたいのと、もし、こういう場でなくても、各園がどういう状況なのかというのを何かで拝見できるものがあるのであれば、教えていただければと考えています。

あとは、前回の会でも、幼稚園として小学校のホームページをいろいろ拝見させていただいて、少しでも子どもたちに向けて幼小の連携を考えていますというお話をさせていただいたかと思うのですが、各小学校さんによって、幼保小連携のホームページ上の記載が結構バラバラと言いますか、異なっている状況ですので、その辺を区として一つのフォームですとか、あるいはこのような形で記載するような方針があれば教えていただきたいです。

もう一つは、これも連携の一つだと思うのですが、先日台風が来まして、各幼稚園いろいろ対応に苦慮していたのですが、例えば近隣の小学校の災害時の対応について、なるべく早い段階で幼稚園にも情報提供をしていただけたらすると、特に弟妹、あるいは兄弟が小学校と幼稚園に通っているケースも多々ございますので、その辺の情報共有が速やかな形でできると大変ありがたいです。同じく感染症等も大体同じエリアにおりますので、似たような状況が発生するかと思うのですが、それに対して情報共有もできると、幼稚園としては大変ありがたいと考えております。以上、3 点です。

○教育指導課長 まず、1 点目の幼児教育アドバイザーですが、幼稚園、保育園等々を訪問させていただきまして、好事例を様々共有させていただいておりま

す。ある幼稚園でこういった取組をしているので、ご紹介をさせていただいてというところでございます。

訪問園数でございますけれども、区立幼稚園が1園、私立幼稚園が5園、区立保育園が11園、私立保育園が4園、認定こども園が1園ということで訪問させていただいております。あわせて、小学校にも訪問させてもらって、例えば小学校1年生の最初の4月、5月、6月のときに、子どもたちがしっかり学校に慣れているかどうかというところを、担任の先生を見ながら指導・助言をさせていただいているところでございます。

どういう状況で見られるかというところなのですが、基本的に幼保小連絡協議会というものを設けておりまして、そういったところで話をさせていただいているところでございます。

2点目でございます。小学校のホームページの件なのですが、連携の記載、小学校によって様々なところがございます。区として、こういった形で紹介をしてほしいという話は今のところ設けていないのですが、今後、そういったお話があれば、幼保小の連携についての紹介というか、そういったものもこちらから指導させていただきたいなと思ってございます。

3点目でございます。災害時の対応ですけれども、近隣の小学校から区の幼稚園、保育園、就学前施設に情報提供ですが、今後そういった形で連携ができるといいかなと思ひまして、今後、検討させていただきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○委員 どうもありがとうございます。アドバイザーの先生がご訪問されるのは、最終的には全園を想定されていらっしゃるのでしょうか。

○教育指導課長 基本的には全園を訪問するような形で考えてございます。訪問させていただくこともございますけれども、よろしくお願いいたします。

○委員 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○委員長 そのほか、いかがでしょうか。

○委員 今の質問にちょっと似ているところがあるのですが、就学前教育アドバイザーについてご質問させていただきたいのですが。幼稚園と小学校を訪問するというところで、2名の方でやっていらっしゃると思うのですが、その2名の方も週5ではなく週4勤務という中で、これだけのことを2人でやるというのは、マンパワーとして足りてないのではないかなと常々思っているのです。それに加えて、今後開発するとおっしゃっている架け橋期カリキュラム、幼保小連携というのは文科省でも言われている、かなり重要視されるカリキュラムと思うのですがけれど

も、その開発にも就学前教育アドバイザーさんが関わっていると思うのですが、その2人というマンパワーでこのカリキュラム3年というのが達成できるのかというのは、とても不安というか疑問に思っているところなのです。そこにもうちょっと幼児教育の知識がある方をつけるとか、そこにマンパワーをもう少し投入するおつもりはないのかなということが1点目の質問になります。

あともう一点あるのですけれども。このいじめの解消率と不登校のところが、令和7年度の数値についてはまだ出ていないのだと思いますが、前回のときも気になったのですが、このいじめの解消ですとか登校できるようになったというのは、何をもって解消としているのか、何をもって登校できるようになったとしているのかなと、すごく疑問に思ったのです。

特に、いじめの場合ですと、よくあるのが、A君はB君をいじめていました。B君がいじめられなくなりました。だけれども、対象がC君に移りました。それをいじめの解消というのかとか、B君はいじめられていることによって転校しました。転校というのは、もちろん解決手段であるけれども、それをいじめはなくなったと、解消したと言えるのかどうか。これを解消したとカウントしているのか。もっと深い意味で本当にお互いが、理想論ですけれども分かり合って仲よくなったみたいなところまで持っていくことができているのかというのと、不登校も一緒に、どういう状態をもって不登校が解消したと言えるのか。連続2週間行っていないと不登校と定義されるのでしたよね、たしか文科省で。それにのっとなって不登校ではなくなったと言っているのか、それとも、給食だけでも行ければ不登校ではなくなったと定義しているのかということをお聞きしたいなと。

最後は、普通に個人的な意見として、この学校に行くのが楽しいという回答について、小学校がちょっとではあるのですけれども、下がっているというのが、とても寂しいなと思ったのです。あと11ページの「一人ひとりの心や命を大切にしている」の肯定的な回答が、小学校は下がっているのです。すごく寂しいなと思ったのですけれども、そこら辺の下がっている要因というのは何か分かっているのがあったら、教えていただきたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、まず1点目の幼保小連携の件ですけれども、幼稚園教育に携わる係につきましては2名でやってございます。1名が就学前教育アドバイザー、1名が事務的な係を担う者でございます。学校または保育園、幼稚園を訪問しているのは就学前教育アドバイザーで1名というところでございます。

ただ、架け橋期カリキュラムにつきましては、事務的な係の者と、それから指導主事が関わっておりますので、そういったところでマンパワーは今のところ足りて

いるかなというところでございます。

2点目のいじめの解消率でございますけれども、2点条件がございまして、まず1点目が、いじめがやんで3か月たったというところ、2点目が、その3か月たった後に、教員と保護者本人で面談をします。面談をしたときに、本人も保護者もいじめは大丈夫です。もう学校生活をちゃんと送れていますという話があって、この二つの条件が合致していじめの解消となつてございます。

先ほどお話のあったA君がB君をいじめた。その後にA君がC君にいじめが移つたというのは、新たないじめが発生したと、A君からC君にいじめが移つたということは、新たないじめが発生したと捉えておりまして、またそれはそれでいじめの解消に向かつていこうかというところでございます。

それから、4点目の「学校に行くのが楽しい」の自己肯定感のところですが、魅力ある学校を、私たち教育委員会と学校とが共々連携を図りながら、しっかり頑張っていきたいなと思つてございます。

以上でございます。

○総合教育センター教育支援課長 まず、不登校の定義でございますが、病気とか経済的理由を除きまして、年間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒を不登校と定義してございます。また、学校復帰ということですが、国のほうが学校復帰の状態というのを示しておりまして、例えば特定の教科だけ授業を受けに来られるようになったですとか、週に1回程度登校するようになった状態でも、学校のほうが認めれば学校復帰と捉えたと定めてございます。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 フリースクールに行つて登校扱いになっている子は、どういう扱いになっているのでしょうか。

○総合教育センター教育支援課長 フリースクールにつきましては、出席は校長が判断しますが、基本的には、フリースクールの通室状況ですとか、または、保護者との連携とか、そのフリースクールの学びの状況が分かれば、校長の判断でそれは出席と認めるように、教育委員会のほうで指針を出してございます。

○委員 不登校とはカウントされなくなるということですか。

○総合教育センター教育支援課長 そうです。出席となつてございます。

○委員長 内容が認められればということですね。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 そのほかいかがでしょうか。

○委員 2点あります。1点は教えていただきたいのですが、25ページで生成A Iの活用について（イ）のところで書かれていますが、導入するアプリというのが既に決まっているのかというところを伺いたい。というのは、非常にA Iの学びは必須だとは思いますが、セキュリティの問題など学童でも保護者からいろいろと質問を受けることもあるためです。

あとこの場でご質問するのが正しいのか分からないのですが、この教育プランの策定、24年からのということで、それより前につくられたものと理解しておりますが、今年度の12月25日からこども性暴力防止法が施行されまして、我々学童や保育園、幼稚園のほうでもそれぞれの対応を行っているわけですが、当然、学校も対象になってくるかと思えます。それぞれ学童ですとかは、事業者単位で保護者等に説明を求められているわけですが、学校さんで同じお子さんを預かるということで、学校で保護者の方にどのようなご説明をされて、学童でも同じような内容で説明をしていくことになると思うのですが、なかなかその情報共有の機会がないので、その法施行に向けて学校のほうでどのような取組を現在の状態でされているのか、また今後、保護者に通知するスケジュールなどがもし分かるようでしたら、ちょっと教えていただきたいなと思って、手を挙げさせていただきました。

○学校教育推進担当課長 一つ目のご質問で、生成A Iの活用でございます。まず、学校では、教職員の皆さんが校務で生成A Iを活用できるような環境が既に整っております。各種通知の作成でございますとか、あとは、テストの問題をつくるであるとか、そういったところの補助的な扱いとして生成A Iが活用できるような形になってございます。

また、児童につきましては、今、生成A Iそのものが活用できるような状況ではなく、今後、アプリの導入については、引き続きの検討事項となっております。しかしながら、生成A I機能の一部を持ったC a n v aというグラフィックデザインツールにつきましては、児童・生徒、あと教職員が全て使えるような形で、今年度から提供を開始してございます。

以上です。

○委員 基本的には、アプリとしてはローカルで動かして、そのローカルの中で学習して、支援していくみたいなアプリを検討されていると考えていいのですか。

○学校教育推進担当課長 基本的にはそのように考えてございまして、生成A Iツールについては年齢制限等々がございまして、基本的に教育活動の中でという枠組の中でしかそういった制限がクリアできないものも多くございますので、今後です

けれども、こういった活用がいいのかというところは検討材料として、手引として示していきたいと考えてございます。

○教育総務課長 こども性暴力防止法についてということで、例えば犯歴の確認などが求められてくるというところですが、その対象をどうするかというところで、ここに来てその対象の範囲が非常に広がってきているということで、私どものほうでもどこまで対応していくかというところを整理しているところでございます。

学童保育クラブの方々とその対応を合わせていくというところについては、私どもの取組と合わせて情報共有させていただきながら、進めさせていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員 犯歴の確認については今後始まっていくことかと思うのですけれども、ほかの園さんはどうか分からないのですが、うちの法人では、やはり起きてはいけないことなのですけれども、仮に起きたり、疑わしいとなったときにどのような手順で対応していくのかというところが、保護者の方はやっぱり気になることだと思うのです。犯歴の確認については、その時期が来ないとできないという基本的なルールがあります。ただ、今後そういうことが起きないために、どういうことをやっていくのかという基本姿勢を、例えば区でつくられて保護者に提示していくのか、学校単位でそういうものを検討していくのかというところについては、いかがでしょうか。

○教育総務課長 基本姿勢というところで言いますと、統一した対応が必要なのかなと考えております。その統一した対応をもって、葛飾区の学校ではこういう対応をして連携していきますということで、保護者の方々に説明していく必要があるのかなと捉えているところでございます。しかしながら、保護者の方にこういった形で具体的に説明していくかというところは、まだ内部でも検討、調整しているところでございますので、ある程度固まり次第、情報として共有させていただければと存じます。

○委員 ありがとうございます。今、各学童クラブもその部分はすごく気になっているところで、それぞれの法人なり、それぞれの学童でそういったものを策定していないと、こちら側も間に合わないと思うのですけれども、葛飾区として一定の示しが行われるようであれば、ぜひ情報をご共有いただけるとありがたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 そのほかいかがでしょうか。

○委員 今、生成A Iの話が出たと思うのですけれども、今後取組をされていく中で、たまたま先週、大学生や高校生と情報交換する機会があったのですが、生成A Iに関して正しいか正しくないの判断がないまま、全部信じているという人がやは

り多くなっているのですね。それを小学校、中学校の子どもたちに植え付けていくと、多分それが正になってしまうような。質問というよりは今後の要望としてお聞きいただけたらと思うのですが、その辺はまだ具体的に決まってないのでしょうか。

○学校教育推進担当課長 まさに学校で使う場合の留意点としては、委員のおっしゃる部分でございまして、答えを出すために生成A Iを使うといったもので活用されてしまうと、児童の学びの場への影響というのは多分にあると思ってございます。当然ながら、我々が生成A Iを使うときにも、文書の裏づけの再チェックでありますとか、文書をつくる上での初期段階の案を生み出すものとして使っていくものと認識をしておりますので、子どもたちが使う段階が来ましたら、そういったものをどのように活用していくのかについては、こちらに記載のとおり手引というものを定めて、区全域で統一的な指導ができるように努めてまいりたいと考えております。

○委員 すみません、ありがとうございます。もう一つ、教育委員会ではなかなか難しいかもしれませんが、やっぱり若い世代の保護者が増えているので、それがそのまま今、子どもたちがという状況になってくると、保護者の教育まで行かないにしても、保護者の目線での指針を何か出していただくと、よりいいかなというところがあります。

○学校教育推進担当課長 当然ながら保護者の皆様にもご理解を頂いた上で、この生成A Iというものは使っていく必要があると思いますので、我々1人1台端末というものを実現して、貸し出しをしている中でも、保護者の皆様に一定の同意をいただいた上で利用していただいております。この生成A Iを使う際についても、事前にこのような形で使っていくということ、あと家庭教育の中で使えるかどうかというところは今後の検討課題ではございますけれども、使う段階になったとしても、どういう形で使っていくのが児童・生徒の学びにつながっていくのかということを示した上で、使っていきたいと考えてございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 大丈夫です。

○委員長 そのほかいかがでしょうか。

○委員 今のご質問のQ & Aについて関連してですが、本日の基本方針1のところでも、生成A Iの活用だけではなくて、I C Tの活用、バーチャルプラットフォームだとかデジタル教材というと、教育現場にデジタルトランスフォーメーションを入れていくという文言があちこちに見受けられます。これは国の方針の下でもある

わけですが、ご懸念があったように、そうだからといって単純に進めていけばいいというものではないということも薄々分かってきておりまして、ご回答のように手引をつくるというもので済むものでもないような気がいたします。

つまり、教育の中にデジタル化というのを入れることによって、教育の効率化であるとか、またはバリアフリーになるとか様々な効用があるとともに、予期せぬマイナス面が生まれてくるかもしれないわけで、そのためには逐次検証していく。何が問題なのかということをやっているかないと、手引をつくって、本当に大きな問題が出てきたからというのでは間に合わないというか、後手後手になるのではないかな。

つまり、こういう新しい問題に取り組む際の、用意周到な準備をされる必要があるのではないかな。やや抽象的ですが、これは多方面にわたってデジタル化が進んでいるので、単純にどの課がというのは言いにくいのですけれども、そういう検証の場を積み重ねていくということが具体的にないかなというのかどうかというのを伺いたいと思います。

○学校教育推進担当課長 当然ながら、我々もその手引を作成して終わりということになってはいけないと思ってございまして、今、現状の取組としましても、各学校に情報教育のリーダーを選任いただいて、校長先生、副校長先生といった管理職だけではなく、情報教育リーダーにも実際に集まってもらって、今、年4回ではございますが体系的な研修を行っております。

その研修の中ではワークショップ型で、各学校で起こった事例を挙げてもらって、これに対してどのような対応をしようかといったケーススタディもやってございますので、本格的に稼働することになれば、その情報教育リーダー向けの研修などを拡大してやっていく、そのようなことを考えてございます。

○委員 DX化というのが多方面で行われているので、ワークショップを通して一部でそういう問題があると分かっても、それがどのように全面化するかというのが見えてこないのです。その問題をどのように吸い上げ、またフィードバックしていくかというのが大事であるように思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育推進担当課長 先ほど申しました情報教育リーダー、各校から1人ずつ選任して集まっていた中で、各校で起こった問題事例、課題事例を挙げていただいて、その事例についてグループ討議を行う、どのような形で学校現場、自校に戻っていただいて現場に落とせばいいか、そのようなことを議論していくような場をつくり上げていきたいと、そのように考えてございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一度ここで基本方針1は終わりにしたいと思います。

続いて、基本方針2にまいります。事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料の31ページになります。基本方針2でございます。

こちらでは、評価指標といたしまして、「地域の活動に参加している児童・生徒の割合」を記載してございますけれども、小学校が40.5%、中学校は33.2%になっております。

32ページ、目指す方向性（1）でございますけれども、こちらでは『朝食を毎日食べている』について肯定的な回答をした児童・生徒の割合」ほか、3つについて評価指標を記載してございます。

令和7年度の実施結果でございますけれども、33ページの（ウ）でございます。子どもに身につけさせたい基本的な社会ルールなどを掲載いたしましたパンフレット「かつしか家庭教育のすすめ」につきまして、幼稚園、保育園などに在籍する5歳児の保護者に対し、4月に概要版リーフレットを配付し、家庭教育の重要性についての理解促進を図っております。

また、（エ）でございますけれども、「ドキドキの1年生、家庭での心構え」につきまして、日本語を母語としない人向けに、多言語翻訳にて内容を理解できるようにしてございます。

「課題及び今後の方向性」といたしましては、34ページの（ウ）でございますが、「かつしか家庭教育のすすめ」につきまして、令和8年度が3年に1回の改訂時期を迎えることから、アンケート結果等を踏まえ、改訂に向けた検討を進めてまいります。

35ページ、目指す方向性（2）でございます。こちらでは「青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合」など、3つの評価指標を設けてございます。

令和7年度の実施結果でございますけれども、36ページ、施策②の（ア）でございます。道上小学校内に定員120人、水元小学校内に定員112人の学童保育クラブを整備いたしましたほか、二上小学校で校内学童保育クラブの整備工事を行いました。

また、施策③の（ウ）ですけれども、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に向けまして、規則や要綱の整備を行いますとともに、8年度に設置予定の学校に説明会を開催してございます。

「課題及び今後の方向性」ですけれども、37ページ、（ウ）の後半部分になります。

すが、放課後子ども支援事業の再構築に関する方針につきまして、策定に向けた検討を進めてまいります。

また、一番下、(カ)でございますが、9年度に学校運営協議会を設置する学校15校につきまして、管理職及び地域関係者を対象とした説明会を開催いたします。あわせて、他自治体の運営状況も調査いたしまして、葛飾区版の運営の手引を作成してまいります。

38 ページ、目指す方向性(3)でございます。こちらでは『将来の夢や目標をもっている』について肯定的な回答をした児童・生徒の割合」など、2つの評価指標を設けてございます。

「令和7年度取組結果」では、39 ページ、真ん中になりますけれども、施策④の(ア)をご覧ください。部活動の地域展開につきまして、新たに中川中学校・四ツ木中学校において運動系2種目で合同校モデル事業を実施いたしました。

また、「課題及び今後の方向性」でございますけれども、ページをおめくりいただきまして、40 ページの(シ)でございます。こちらの中ほどになります。部活動の地域展開につきまして、区内全域で実施する際のメリット・デメリットについて整理をしてまいります。また、関係団体と区による協議会を設置いたしまして、本区の実情に沿った中学校部活動の在り方について検討を進めてまいります。

基本方針2につきましては、以上でございます。

○委員長 それでは、基本方針2、31 ページから43 ページまでが該当しますが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 まず一つ、コミュニティ・スクールの件なのですが、これは今、どの程度決められているのかがちょっと見えなくなっているのがあって。この前、青少年委員地区委員会研修会が中止になってしまったのですが、その中でコミュニティ・スクールの話が出る予定で、聞けなかったのが、今どういう状況なのか、分かる範囲で構いませんので教えていただきたいです。また青少年委員会としては、教育長にご協力いただいて、PTAの問題を大分取り上げています。校長先生たちともお話をし、会費が取れないとか、PTA会長が不在であるとか、PTAが休止になっているところもあります。そんな中で、我々青少年委員会としては、やっぱり一緒になって学校、地域、子どもたちのために取り組んでいこうと思っているので、その辺をご理解いただきながら、今後、教育委員会の方々にはいろいろな意味でご協力いただくことになるかと思っておりますけれども、ぜひその辺はお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○地域教育課長 まず、コミュニティ・スクールの状況ですが、今年度は2校、松上小学校と新小岩中学校に設置をいたしまして、それぞれ第1回は開催済みでございます。中で、地域の方から意見が出て、学校としてどのようにそういった意見を学校運営の中に盛り込んでいくのかというところで、活発な議論がなされています。

加えまして、来年度の設置校に向けて、校長会のほうでCSアドバイザーを派遣いたしまして、研修会を実施いたしました。2学期の中で地域の方向けの研修もあわせて実施する予定になっていますので、今年度、設置校2校については、きちんと伴走型の支援をしていくとともに、来年度設置校についてもサポートしていきたいと考えております。

もう一点、PTA支援についてですが、区としても人がなかなか集まらないところの現状を把握しているものと認識しております。ただ、一方で任意団体というところを前提にしながら、区としてどういった支援ができるのかというところは、現状のPTAの方々は何を望んでいるのかという意見を集約しつつ、青少年委員会のほうでもPTA支援部を立ち上げていただいたというところもありますので、きちんと情報共有しながら、一緒になって進めてまいりたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。コミュニティ・スクールの件は、学校によって多分対応が違うと思うのですが、青少年委員が入っていないとか呼ばれていないというところがあったのですが、それは学校での判断になってしまうのですよね、統一的にはならないのですよね。

○地域教育課長 設置要綱の中に、青少年委員という形の記載はないのですが、保護者の方であったり、学校地域応援団の地域コーディネーターさんであったりというところは規定させていただいています。最終的には校長先生の推薦によって教育委員会が委嘱をするという形になっておりますので、次、学校の校長先生がどういったお考えなのかというところによるのかなと思っております。

○委員 すみません。それは統一することはできないのですよね。片や呼ばれる、片や呼ばれない形が今後出てくる可能性があって、地域コーディネーターでも青少年委員でもそうなのですが、そこが統一できないかなというのが、お願い事項になってしまうのですけれども。

○地域教育課長 頂いた意見を踏まえまして検討しつつ、地域の状況ですとか、校長先生のお考えもあるかと思っておりますので、そのあたりは丁寧に進めさせていただきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○委員 先ほど36ページで学童保育クラブのことを取り上げていただいております。

すが、ことあるごとに教育長や放課後支援課長にはお話をさせていただいているのですけれども、子どもたちを預かる環境がどんどん変わってきておりまして、待機を減らすために区もいろいろな施策を考えて実施していただいていることは大変ありがたいことだなと思います。片や、やはり学童保育クラブも相変わらず定員を超えて児童の受け入れをしている学童保育クラブがあったりですとか、また、気候がこのような状況になって、これから夏休みになっていくと、やっぱり外で遊ぶというのがほぼ不可能な状態になってくるのです。その中で、体の大きな小学生がかなり狭まったところにいるとなると、安全面でも危ないところが出てきますし、学校から体育館をお借りするとなっても、そうすると今度、中学校が部活でその体育館を使うというので使用できなかったりというところで、それぞれの学校で学童とわくチャレと、いわゆる部活とか地域の利用というのを調整しながら使わせていただくようになっていきます。ある種学校同士ということで、趣旨は分かりますけれども、部活が優先で入ってしまうと、学童の子は遊ぶ場所がなくなってしまうということが多数出てきているようです。

これは、学童と学校だけのやり取りだけではなかなか難しいところがありまして、できれば教育委員会などで音頭を取っていただいて、どのように使ったらいいかというところを、各学校に通達いただいたりして、全ての子が平等にというか、うまく使えるような音頭を取っていただけるとありがたいなという話を、先日も教育長と放課後支援課長にさせていただきましたが、課長さんがたくさんお集まりでいらっしやいましたので、私のほうからも改めてお願いということで発言をさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

また、わくチャレもリーダーさんからお話を伺うと、やっぱりリーダーさんの数がどんどん減って行って、なかなか集まらないと。学校によって、1年生が使えるところもあれば、3年生からでないといけないという現状です。そういった中で半分ボランティアみたいな形で、本当に地域の方にご協力いただいてやっている中でございますが、抜本的な施策の方針について考えていくと書いてありますので、ぜひここは、子どもを預かる事業全体としていろいろ進めていただきたいなというところが、連盟からのお願いでございます。

○放課後支援課長 ご意見ありがとうございます。まず、子どもを預かる環境ということで、夏休みのこの気候では、校庭ではなかなか遊べないこと。また、そういう状況の中、体育館という場所についても、学童であつたりわくチャレであつたり、場合によっては中学校の部活動などが利用するというお話もこれまでお伺いしているところでございます。

そうした状況は学校によってそれぞれ異なっているところも耳にしてください。ですので、連盟さんとしても、そこに教育委員会事務局も入って調整弁を担っていたきたいと認識をしてございます。我々としてどういったことができるのか、先ほどの通知文の発信を含めて、そこは引き続き検討させていただきたいと考えてございます。

次に、わくチャレの件でございます。地域の有償ボランティアの方々のご尽力で運営されているわくチャレでございますけれども、確かにサポーターさんの確保に苦慮しているということは、非常に多く聞くところでございます。また、そうしたためになかなか学校によって、実際に提供しているサービスと言いますか、実施日数や時間であったり、あとは三季休業の実施状況なども異なっているというところについては、事務局である私どもとしても課題と認識してございます。

このわくチャレの事業形態を統一的な形で実施できることが、ひいては学童需要の軽量化を図ることにもつながると、私どもとしては考えてございますので、どのような形でやっていけるのかということ、記載もしています再構築に関する方針の中で今、検討を進めているところでございますので、またご相談させていただける時期になりましたら、ぜひご相談させていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

私からは以上になります。

○委員長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

それでは、基本方針2はここまでといたします。

続きまして、基本方針3について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、基本方針3でございます。44ページをお聞きください。評価指標にしております「日頃から学習や習い事をしている区民の割合」、こちらは令和7年度35.4%、「日頃から運動やスポーツをしている区民の割合」は、67.1%となっております。

46ページ、目指す方向性（1）でございます。評価指標といたしまして、かつしか区民大学等の延べ受講者数など3つの指標を設定してございます。

令和7年度取組結果でございますけれども、47ページの一番上にあります（イ）でございます。郷土と天文の博物館では、天文分野において、過去に制作したプラネタリウム番組の移行作業を行いまして、更新後の新しいシステムで投映できるようにしてございます。

また、その下、（ウ）でございますけれども、「生涯学習援助制度」と「出前教室」を再編いたしまして、「団体学習支援事業」と「障害者学習支援事業」を開始して

おります。

次に、ページの一番下になります施策②の（ウ）でございますけれども、スポーツ活動と健康づくりの相乗効果を促すため、生涯スポーツ課主催の 14 事業につきまして、健康アプリ「モンチャレ」との連携を行いました。

また、48 ページにお進みいただきまして、施策③の（ウ）でございます。区立図書館所蔵の電子書籍を閲覧できる I D、パスワードについて、従来の中学 1 年生のほか、小学 5・6 年生にまで拡大をしております。また、電子書籍につきましては 49 ページの（ク）に記載のとおり、1 万 7,945 冊から 2 万 545 冊まで冊数も増やしております。

「課題及び今後の方向性」でございますけれども、（ウ）7 年度から新たに開始しております団体学習支援事業、障害者学習支援事業につきまして、利用者の拡大に向けた P R を行ってまいります。

51 ページにお進みいただきまして、目指す方向（2）でございます。こちら「郷土・天文講座の受講者数」など、5 つの評価指標を設けてございます。

令和 7 年度 of 取組結果といたしましては、少しページは飛びますけれども、54 ページの一番上になります。こちら施策②の（ウ）の続きになりますけれども、地域で大切にされている文化的資源のうち、後世に残していくものや活用していくものを地域文化遺産として認定し、保存や活用を図るという目的で、「亀有恵明寺の文化財の修理」の記録保存を行いました。

また、施策③の（ウ）でございますが、葛飾区ゆかりのアスリートを葛飾区トップアスリートとして新たに 4 名認定をしております。

55 ページ、「課題及び今後の方向性」でございますが、（イ）でございます。引き続きユニバーサルスポーツの普及に向けまして、障害者スポーツ普及検討委員会において協議しながら、障害者スポーツ事業の運営体制や実施内容等について検討を行ってまいります。

ページが飛びまして、57 ページ、目指す方向性（3）でございます。こちらでは「区民による地域コミュニティ施設の生涯学習関連の利用件数」など、3 つの評価指標を設定しております。

こちらの令和 7 年度取組結果でございますけれども、58 ページ、施策②に記載のとおり、スポーツ施設の整備を進めてまいりましたほか、59 ページ、④の（ア）になりますけれども、水元図書館と奥戸地区図書館に自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機の導入をいたしました。

「課題及び今後の方向性」でございますけれども、60 ページの（オ）から（ケ）

に記載のとおり、スポーツ施設の改修や整備を進めてまいります。

基本方針3につきましては、以上でございます。

○委員長 44 ページからの基本方針3の説明でございました。それでは、基本方針3につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 この基本方針3のところでは、様々なスポーツや図書館や博物館など様々な施設が多様な取組をしているということで、多分葛飾区は優れて、そういうことにも熱心にいろいろな施設が取り組んでいる地域だなというのがよく分かります。

ただ、基本方針1でマンパワーの不足についてご心配の意見がありましたように、それを受け入れる体制はどうかということでお尋ねしたいと思います。

どうしても基本方針で目標数値として挙げるのは、活動についてのターゲットでこれぐらいの人が参加しているということになって、それを支えるほうは頑張ってそれを積極的に取り組んでいく必要があるわけです。ただ、これは私が若い頃からそうだったのですが、図書館の司書の方というのは、あんまり就労条件に恵まれていないということが言われていましたし、学芸員の方もそうだったと思います。現在のように労働力不足になっていくと、普通の小中学校の先生方も離職率が増えたり、充足率がままならないことがあるかと思いますが、図書館や博物館になると、より専門性が高いにもかかわらず、就労環境が優遇されないまま、多分、ここ30年から40年ぐらい、もしかしたらその位置づけというのが同じかもしれない、それこそ本当にヒューマンリソースが間に合わない。一方で、区の方針としてはより積極的に区民サービスを提供していくというので板挟みになって、既存の職員の方、司書や学芸員の方の過重労働という側面が強くなり、新しく入ってこられた方は、こんな過重な労働はとても耐えられないという形で離職してしまっていて、充足率がずっと低いままというおそれがあると思うのです。

そういうことを鑑みて、基本方針3で挙げられているような目標を達成するために、それを受け入れる、サービスを提供する側の就労環境をよりよくしていくという試みをどうされていらっしゃるのか。司書や学芸員の離職率や充足率というのは、一体現状はどうなっているのだろうかというのが心配になってお尋ねした次第です。

○生涯学習課長 博物館を所管している課長になりますので、学芸員のことについて、私のほうから回答させていただきます。現在、確かに博物館、学芸員が足りていないという状況になっております。それに向けてサービスを提供する側として専門性を確保した学芸員がいることが、博物館はとても大切なことだと認識しております。そのため、今年度中に博物館運営基本方針の策定を行いまして、それとあわ

せて、学芸員の採用についてもきちんとしていきたいと考えているところでございます。

今まで就労環境のお話というのが、委員からもございましたけれども、確かに博物館はなかなか定着しなかったのも、そういったことを含めて、最適な執行体制の構築というのをやっていかなければならないと考えておりますので、そちらについては、博物館の基本的運営方針と合わせ、実施していきたいと考えております。

○中央図書館長 図書館におきましては、令和6年3月に、葛飾区立図書館の基本的な考え方、取組方針を策定いたしました。その中で、やはり委員がおっしゃったようなところに危機感を覚えまして、今後は図書館を運営していくに当たって、効率的・効果的な運営体制を目指すというところで見直しを行っているところです。その中で司書有資格者を継続的に確保していくということもそこにうたってございます。いわゆる会計年度任用職員としての司書の取扱いでございますけれども、今後、定着率を図るために、数年前ではございますが、会計年度任用職員の給与のアップというものを見ていただいたところでございます。引き続き、適切な確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員 若干補足しますと、そういう専門性の高い職を、1年ごとの職員で回転させていくというのは、ある意味やむを得ないところもありながら、それは臨時的なものなのだろうと思います。やっぱり抜本的にそういう図書館や博物館というのは、海外を出すと本当にものすごく格差があって、社会的な地位もそうですけれども、レファレンスを頼むということも、質のいい答えが返ってこなければレファレンスを依頼しようとしなくなっていくので悪循環に陥ってしまいますし、博物館も展示があるだけだったら結局飽きてしまうので、何回も通うということがなくなってしまいます。

本来はそういう箱物であっても生かしていくのは人なので、そういう人をちゃんと育てていかなければいけなくて。多分、現状では、大学の教員や研究所だとか、他の博物館や図書館というところに逃げてしまう危険性があるので、葛飾区に呼び込めるような、面白い仕事もあるけれども就労環境もいいよというところを、ぜひ、長期的な視野で育てていかないと間に合わなくなるのではないかと思います。これはお願いでございますが、その場限りで何とかしようだけでは多分間に合わないという問題だと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、基本方針1から2、3と進んできましたけれども、全体を通してご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

○委員 ちょっと気になっている点があるのですが、12 ページなのですが、いじめの問題で、本当に、葛飾区はいじめはないのかどうか。

「いじめの相談ツールのショートカットを置き、児童・生徒が気軽に利用できるコミュニケーション手段で相談できる環境整備に取り組みました」という令和7年度の取組結果なのですが、こちらのほうにいじめの相談はなかったのかどうか。それと、教師に向けて研修をしたということなのですが、実際に教師はいじめに対してどのぐらいの理解をしているのかどうか。

実際にいじめというのは、本当に見えないところでいじめられている子どもがいるわけです。そのいじめられている子どもが将来大きくなって、犯罪を起こしたりするケースもありますから、その辺はちょっとどうなのかなという懸念をしているのですが、今言ったこの令和7年度の取組結果について、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○教育指導課長 まず、いじめの件数ですが、令和6年度でございますが、小学校が795件、中学校が214件という結果でございます。基本的にいじめが起きた場合、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」というものを我々はつくっておりまして、教員がそれを基に組織的な対応するという形で行っております。

先ほどの1人1台端末にはショートカットをつくるという東京都の教育相談の窓口でございますけれども、この窓口とか総合教育センターのメール相談、それからいじめの電話で相談できる窓口、そういった様々なツールを使いながら、子どもたちが相談できるような体制を今整えてございます。

また、いじめの研修でございますけれども、今年度は弁護士から研修をお願いしまして、法的なところから助言を頂いたり、いじめの事例についてご紹介いただきまして、このときはどうするのだという研修を今年度行いながら、教員がしっかりいじめに対応できるような研修を行ってございます。以上でございます。

○委員 今、小学校が795件、中学校が214件ということですが、こちらの方々は相談されたわけですか。

○教育指導課長 こちらにつきましては、学校のほうが認知をしたいじめでございまして、基本的にはいじめを認知した場合については、学校でいじめ対策委員会を開きまして、組織的に対応いたしまして、子どもたちから事実を確認して、その事実をしっかり把握した上で、どのような対策ができるかというところで、子どもが

ちゃんと学校に安心・安全で登校できるような形で進めてございます。

先ほどいじめの解消率というのがありましたけれども、いじめがやんで3か月たったときに、保護者、それから本人と面談をいたしまして、いじめがやんで大丈夫かということを確認した上で解消とさせていただいているところでございます。

○委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 そのほかいかがでしょうか。全体を通して何かありましたら。

○委員 33 ページの、子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能のスクールカウンセラーを配置しましたという文言を見て思ったのですけれども、私の子どもたちが通う小学校では、今年度既に3人の先生が辞めております。娘が今5年生なのですけれども、1年生のときから考えて、ほぼほぼ毎年先生が辞めていらっしゃるのです。いろいろな事情がおありだとは思いますが、その中でやはり心の病で辞めていかれた先生もいらっしゃるというのもお聞きしております。

そういう中で、もちろん先生の相談相手は校長先生や副校長先生であるというのは分かっているのですけれども、特に若い先生とかが辞めている人が多いような感じもするのですが、もともと先生の数が足りていないというところも大変だという事情は分かっておりますけれども、先生に対するカウンセラーさんみたいなものを配置するみたいなことは難しいのでしょうか。

○教育指導課長 まず、教員がいろいろな事情で退職という形はございます。なるべくそうならないよう、まず校長、副校長を中心に、若手の教員たちのメンタル面とか仕事の面とかそういったところで面倒を見ているところでございます。

また、1年次の教員ですけれども、例えばメンター、メンティ制度という都の制度がございまして、同年代の若い先生たちに1年目の先生の面倒を見てもらうような制度がありまして、何でも相談できるような、組織的に対応できるような形はしてございます。

また、もしその教員が悩んだときには、東京都に教育相談センターというのがございまして、教員がいつでもメールとか電話とか、そういったところで相談できる体制ができるというところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

○委員 いじめや登校の話が出ているのですけれども、うちは保育園も運営しているのですが、卒園児が保育園に急に、普通の日中の時間に来たことがありまして、それがどうも小学校から出てきてしまったという状況だったようなのです。

この暑い中でしばらく保育園の前で、中に入るかどうかというのを思いあぐねて

いるような状況のところ、うちの職員が発見しまして、実は卒園児だったのですが、すぐ近くの小学校から来てしまったと。

暑い中だったのですぐに保育園の中に入れて、麦茶を飲ませてあげたりというので保護して、少し落ち着いたところで小学校に行って事情を話したら、学校の敷地から出たのを学校の先生が見ていたようで、どうもそれが分かっていたようなのです。ただ、その学校の敷地から出たら、それはもう追いかけて警察に連絡する、そういうマニュアルになっていますという感じの言い方をされたと言われ、職員から聞かされて。

そうだとするとちょっと怖いなど。小学校はどうしてもいろいろなお子さんたちを抱えている、心配事だとか問題、いじめのこともあるかもしれないし、実際にそのお子さんは教室で授業を受けたくないから学校から出てきてしまった。フェンスを乗り越えて出てきて、保育園に来てしまったようなのです。そのような状況の中で、先生は把握していたのに、敷地内から出たからということで特に追いかけることをせずに警察に連絡したということです。

私は報告を受けただけなので、もし間違っていたら正していただきたいと思うのですけれども、学校の先生の言い分だと、警察官に保護されて小学校に来て、校長先生の所へ行って叱られてというような、大変なことをしてしまったのだと子どもに思わせるような状況をつくったほうがいいのです。逆に、保育園などで保護してしまうと、またその子は脱走してその保育園に行く。脱走しても助けてもらえるところがあるとなってしまうと、またそれを繰り返すかもしれないからという感じのニュアンスのことを職員が言われたということも聞いていまして、さすがにそれだと、外で交通事故に遭ったりだとか、知らない人に嫌なことをされたりだとか、連れ去られたりというリスクもあるのかなと思うのです。

実際のところ、学校としてはどういう対応をするのが、本当にそんなマニュアルがあるのかどうかというのをちょっと伺いたいなと思いました。

○教育指導課長 大変申し訳ございません。そういったマニュアルは一切ございません。基本的には、まず学校から出てしまったという案件の報告を受け、そのときに、学校からは今すぐ探しますという話があります。そういった話がなければ、こちらから、ぜひ今すぐ探してくださいと学校には話をさせていただいております。学校の敷地から出たときには、必ず教員が追いかけるというのは当たり前の話ですので、熱中症にかかってしまう場合もありますので、そういった安全の配慮が足りなかったというところでは、大変申し訳なかったということで、後で学校名を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長 教えてください。お願いします。

そのほかいかがでしょうか。

○委員 今のお話ではないのですけれども、多分、保育園さんは同じだと思うのですが、幼稚園にも、卒園して1学期のうちに、子どもたちが結構遊びに来ます。中には保護者の方からご相談を受けて、ちょっと今、小学校で自信を失っているのも、幼稚園の先生、担任の先生に会いに来てもいいのでしょうかということもあって、そういう意味でも、幼稚園、保育園は多分卒園生の心のよりどころにもなっているのかなと感じています。

幼稚園としては、1学期を終えたときに、「学校生活はどう」ということで、卒園生に暑中見舞いを送っているのです。大半の卒園生がそれを返してきて、中には写真を貼って「頑張っています」とか、そういうやり取りをすることもあります。

また、町会のご厚意もあって、町会の盆祭りに幼稚園が参加していて、そこに小学生、あるいは中学生の子がたくさん懐かしい先生に会いに来たりとかという、その地域の中での幼稚園の役割もとても大切なものなのかなと感じています。

以前、何年か前にこの場でもお伝えしたことがあるのですけれども、委員の皆様方にもお知らせさせていただければと思いますが、葛飾区では職場体験をたくさんやっていただいて、ありがとうございます。幼稚園にも毎年20～30名の生徒さんが職場体験にやってきます。まず、体験日の前にオリエンテーションをして、最終日に、その体験がどうだったのかという振り返りを生徒さんたちと行っているのです。

ほとんどの生徒が口をそろえて、自分が幼児期のときに、こんなにも先生たちにお世話になっていたのですねということをお話しします。特に男の子なんかも、最初は緊張して子どもたちと向き合っているのですけれども、日に日に子どもたちに心を開いていく様子がうかがえて、最終日には、特に男の子が多いのですけれども、号泣して離れたくないと言って帰っていく子たちもたくさんいます。

職場体験ですので、幼稚園の先生はどんな職業なのかとか、どんな仕事をしているのかとか、そういうことをもちろん体験する場ではあるのですけれども、少し子どもたちには、幼稚園の園生活がどんな学びなのか、幼児教育は、こんなことを考えて先生たちは子どもたちと接していますよということをお伝えさせていただいているのです。

それによって、子どもたちが幼児期の自分の姿を、目の前の子どもたちの姿から感じてもらって、それがどのような学びにつながっているのか、そして、自分が育ってきた小学校、中学校で今はどんな学びをされていて、それが幼稚園とこんなふう

につながっているのですねということを少しでも感じてもらえたらなと思ってお話をしています。

そういった意味では、もちろん幼稚園は早期教育とかそういうものではありませんけれども、約 10 年、11 年なのですが、自分が過ごしてきた流れの中で幼稚園の学びというのはどんなものだったのかなというのを少し感じてもらえると、幼小だけではなくて、幼中の連携にもすごくつながっているのかなと感じています。

ぜひ、これからも職場体験を続けていただけたらなと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。受け入れていただくに当たって、様々なご面倒をおかけしているかなと思いますけれども、生徒にとっても大変意義のあるものですので、引き続きお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここまでで議事のほうは終了したいと思います。

以上で、本日、予定していた案件は全て終了となります。事務局から連絡事項等があれば、お願いします。

○教育総務課長 今回委員の皆様から頂きましたご意見につきましては、発言者の氏名を伏せた形で、葛飾区教育振興基本計画推進委員会設置要綱に基づきまして、教育委員会に報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、次回の教育振興基本計画推進委員会についてご案内させていただきます。こちらの推進委員会は年 2 回の開催としてございまして、令和 8 年度第 2 回の開催は、来年の 2 月中旬頃を予定してございます。開催通知につきましては、年明けに改めて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○委員長 それでは、以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回葛飾区教育振興基本計画推進委員会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

閉会時刻 3 時 3 7 分